

ほのぼのせや

瀬谷区社会福祉協議会(社協)情報誌
ホームページアドレス URL <http://www.seyaku-shakyo.jp>

平成17年11月25日発行
社会福祉法人
横浜市瀬谷区社会福祉協議会
瀬谷区二ツ橋町318-5
TEL (361) - 2117
FAX (361) - 2328
承認瀬谷区第38号

シリーズ『子育て』を考える ③

前回のネスト瀬谷に引き続いて今号では瀬谷区内の横浜保育室『ゆたか保育園』を取り上げました。

電車の音とともに園児たちのにぎやかな声が聞こえてきます。『ゆたか保育園』は瀬谷駅から三ツ境駅方面に徒歩10分、電車に乗っていると駅と駅の間ほどほどのところに見えてきます。ゆたか幼稚園の敷地内に建っており、朝ともなると子どもを送りに来る保護者と子どもたちでにぎやかになります。

ゆたか幼稚園として、地域に長年根付いてきた中で保育園を開設したのは、平成10年。少子化や共働きの世帯などの増加で定員割れの幼稚園が出てきた反面、保育園の待機児童が増加するといった流れの中、幼稚園の空き部屋の有効活用と、その中でも0歳児から2歳児までの保育所として活用できないかという話が立ち上げのきっかけだったと鎌田豊園長は振り返ります。しかし、空き部屋があるからといって、元気に遊び回る幼稚園児と言葉も話せず、特に健康・衛生面で注意が必要な乳児を同じ屋根の下で預かるというのは、管理上非常に厳しい。そこで、別棟を建てて、横浜保育室という形で保育園をスタートさせたということです。

2階建てのゆたか保育園では、年齢に応じた部屋分けや1日の流れを設定し、室内は季節を問わず裸足での生活を徹底して

います。そのため、風邪を引く子が少なく、免疫力がつくという利点があるそうです。園長先生と一緒に園内を見学させていただいた際も、子どもたちは元気に駆け寄って来てくれました。ゆたか保育園の一番の自慢、幼稚園と一緒に使うことの出来る広い園庭でいっぱい遊ぶことで、夜にきちんとした睡眠がとれ、一日のリズムを保育園でしっかり身に付けることができるようです。ゆたか保育園では保育園での子育てと同時に家庭での子育てにも重きを置き、保護者が無理なく仕事と子育てを両立し、子どもに愛情を注げる環境づくりの支援に力を注いでいるということでした。

横浜市独自の制度「横浜保育室」。運営者の思いは熱く、地域の子育て支援にそれぞれの施設が独自の方法で貢献されていることが、このシリーズを通してご理解いただけたでしょうか。

今後も「子育て」の現状を「ほのぼのせや」の中でお伝えしていきます。



※平成17年10月から、新たに「保育室ネスト」が開所となり、区内の横浜保育室は3か所になりました。入所の申し込み等については、各横浜保育室に直接お問い合わせください。

園名	所在地	電話
ゆたか保育園	瀬谷1-1-3	300-1800
ネスト瀬谷	瀬谷4-5-32	303-0234
保育室ネスト	三ツ境5-5	363-7896

認可保育所一覧 瀬谷区には現在、市立7園、私立5園の認可保育所があります。入所の申し込み等については、瀬谷福祉保健センターサービス課(TEL367-5703)にお問い合わせください。

園名(市立)	所在地	電話	園名(私立)	所在地	電話
下瀬谷保育園	北新15-4	301-1404	瀬谷愛児園	相沢7-23-1	302-8998
瀬谷第二保育園	瀬谷3-18-2	302-8122	第二瀬谷愛児園	中央2-2第五白鳥ビル2F	304-0753
中屋敷保育園	中屋敷2-29-2	301-5808	鳩の森愛の詩瀬谷保育園	二ツ橋町83-3	363-8006
細谷戸保育園	瀬谷町5945	301-1927	瀬谷中央保育園	橋戸1-35-28	304-3661
二ツ橋保育園	二ツ橋町527-2	366-5997	そうつ保育園GENKIDS瀬谷	瀬谷4-1-1	306-0581
宮沢保育園	宮沢2-26-2	302-9495	※シャローム三育保育園	二ツ橋町469	未定
阿久和保育園	阿久和西2-28-13	362-6005			

※シャローム三育保育園は、平成18年4月開所予定です。

瀬谷区社協からのお知らせ

【窓口アンケート実施。あなたは何点??】

社協窓口では11月に窓口対応満足度アンケートを実施しました。職員の対応の迅速さ、正確さ、窓口の親しみやすさなど10項目にご意見を伺いました。来所の方300人を目標にアンケートを集計し、年内にその結果と結果を受けての改善策を作成していきます。窓口のみならず、電話やその他の対応について、ご意見をお寄せいただければありがたいです。

編集後記

さまざまな障害により、社会に出ることは困難があると思います。見た目ではわからない障害(例えば聴覚障害、身体内部障害や知的障害、精神障害の方)はなおさらのこと。私たちは障害者の方々にどれだけ理解しているか、また日常生活でどのように接したらよいか。今回の特集が考えるきっかけになることを願っています。



(編集会議の様子)

次号のお知らせ 次号(24号)は平成18年3月発行予定です。(年3回発行)

平成16年度から「障害者基本法」に基づき、国際障害者デー(12月3日)から国際連合で「障害者の権利宣言」が採択された日(昭和50年12月9日)までの1週間(12月3日~9日)が『障害者週間』として位置づけられました。この期間は人権週間(12月4日~10日)と重なって、教育現場でも障害者理解等の授業が活発に行われます。この機会に、今号では「障害者」について特集します。

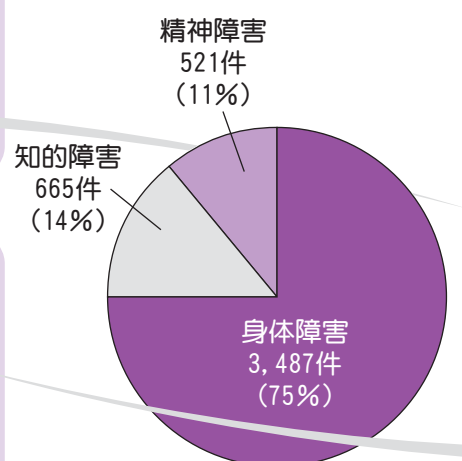
ひとごと 他人事ではない。。。 知ってほしい!障害者の今 ~障害のある方の暮らしやすいまちとは~



瀬谷区の現状は?

瀬谷区の障害者手帳交付数は、平成17年3月31日現在4,673件です。人口約12万7千人の瀬谷区の中で3.5%の人が何らかの障害があり生活しています。実際には、1種別だけでなく重複した障害のある方もいます。

障害者手帳交付件数種別



身体障害
最も多いのが身体障害者手帳交付件数で全体のうちの約75%を占めています。中には手や足などの肢体障害の他、聴覚・視覚などの感覚機能障害、身体内部の臓器機能障害など幅広く含まれます。

精神障害
精神疾患に伴う障害で、「長期間にわたり精神障害を理由に社会生活に制約のある方」という基準に基づき、精神障害者保健福祉手帳が交付されています。

知的障害
脳の障害や社会適応能力等に関する障害。「知的障害」の法的な定義はありませんが、相談・指導・援助が受けられるように「療育手帳」が申請に基づき、交付されます。療育手帳には障害の程度に応じた基準があります。

障害のある方が地域で自立した生活をしていくためには、地域住民が障害について理解した上で、あたたかい見守りが必要です。